

○松くい虫のまん延防止のための措置命令（森林環境保全課）

秋田県告示第211号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

秋田県知事 佐竹 敬久



1 区域及び期間

(1) 区域

秋田県内全域

(2) 期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。